

田中稔稲作顕彰会規約

制定 昭和56年10月 8日
最終改正 令和 8年 7月 8日

(名称)

第1条 本会は、田中稔稲作顕彰会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を青森県黒石市に置く。

(目的)

第3条 本会は、稲作農業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 稲作農業に顕著な業績をあげた者の表彰
- (2) その他必要と認める事業

(役員の設置)

第5条 本会は、別記関係団体の代表者をもって組織し、次の役員をおく。
理事12名以内 監事2名

(役員の選出)

第6条 会長1名、副会長1名は理事の互選とする。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 役員またはその代理者は、事業計画及び事業運営に関する重要事項を決定する。
- 4 監事またはその代理者は、事業及び会計を監査する。

(欠員補充)

第9条 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。

- 2 会長または副会長に欠員が生じたときは、理事の互選により補充する。

(役員会)

第10条 役員会は会長が招集する。

- 2 議事は出席役員の過半数で決する。
- 3 役員会の開催が困難な場合は、通知事項について書面で意見を求めることができる。

(会費)

第11条 組織団体は、年額4万円を会費として納めるものとする。

(資産)

第12条 本会の資産は次の各号をもって構成し、役員会がこれを管理し、運用する。

- (1) 田中稔氏の醸出金 500万円
- (2) 田中稔氏の功績を顕彰するために募った募金
- (3) 組織団体の会費
- (4) その他の収入

(表彰事業)

第13条 本会の表彰事業は、別に定める規程による。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第15条 本会の解散は、役員3分の2以上の同意を要する。

- 2 解散の場合の財産処分は、役員決議によるものとする。

(事務局)

第16条 本会事務局に事務員1名を置き、事務処理に当たらせる。

- 2 事務員は会長が任免し、運営内規は別に定める。

附 則

本規約は、昭和56年10月 8日から施行する。
本規約は、昭和63年 5月19日から施行する。
本規約は、平成15年 6月18日から施行する。
本規約は、平成19年 4月 1日から施行する。
本規約は、平成19年 4月24日から施行する。
本規約は、平成21年 5月20日から施行する。
本規約は、平成24年 5月18日から施行する。
本規約は、平成29年 5月10日から施行する。
本規約は、令和 8年 7月 8日から施行する。